

令和４年度 カーボンニュートラル推進事業
飯山市地球温暖化対策地方公共団体実行計画策定支援業務委託

回答日 令和４年１０月６日

質問の回答

質問事項	回答
4-1(3)②脱炭素先行地域の申請に必要な目標 について 「脱炭素先行地域づくりガイドブック（環境省 令和３年１２月）」のP6によると、脱炭素先行地域の範囲は、行政区での設定のほかに、地理特性や気候風土、集落等による類型で任意の範囲を設定することが可能とあります。 仕様書では、脱炭素先行地域の申請に必要な目標として下記のように記載があるため、飯山市では市全域を脱炭素先行地域に選定する方針とのことでよろしいでしょうか。	現時点では、その方針です。 ただし、市内には１０地区があります。１０地区の合算の数値が市内全域の数値となるように資料の作成をお願いいたします。
4-1(3) 令和４年度の業務範囲について (P3) 仕様書では、「2030 年までは実現可能な既存の技術を主に活用した取組とし、それ以降は、現時点では市場化されていない技術も含めて推計する」とありますが、令和４年度業務では仕様書記載の 2030 年目標達成のロードマップを策定し、令和５年度業務において 2040 年、2050 年までのロードマップを策定するというのでしょうか。	お見込のとおりです。